

平成31年 3 月 5 日

佐渡市訓令第 6 号

佐渡市工事成績評定実施要綱の一部を改正する訓令

佐渡市工事成績評定実施要綱（平成24年佐渡市訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「財政課長」を「工事等の検査を担当する課の課長（以下「検査担当課長」という。）」に改める。

第 6 条中「財政課長」を「検査担当課長」に改める。

第 8 条第 1 項中「財政課長」を「検査担当課長」に改め、同条第 2 項中「財政課長」を「検査担当課長」に、「佐渡市工事成績評定評価委員会（第10条及び第12条において「委員会」という。）」を「別に定める佐渡市工事等成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）」に改め、同条第 3 項中「財政課長」を「検査担当課長」に改める。

第10条及び第11条中「財政課長」を「検査担当課長」に改める。

第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

附 則

この訓令は、平成31年 4 月 1 日から施行する。